

**?** 介護サービスを利用していないのに介護保険料は納めないといけないのですか？

現在、健康で介護を必要とされない方でも、加入者(被保険者\*)全員に納めていただきます。みなさまに納めていただく保険料は、国や市の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。より安心して介護サービスが利用できるように、納付をお願いします。

※被保険者とは、第1号被保険者(65歳以上の方)及び、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)です。

**?** 所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

所得の少ない方についても所得に応じた保険料を算定していますので、ご理解ください。なお、災害や扶養者の方の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに能美市にご相談ください。

**?** 介護保険料は何に使われていますか？

介護サービス(デイサービスや施設入所など)の利用料に使われています。利用者の負担分は実際にかかった費用の1～3割ですが、残りの9～7割分を賄うために使われています。



**?** 年金から差し引きになる特別徴収と、納付書で納める普通徴収。納め方を選べますか？

特別徴収と普通徴収の対象者は、介護保険法で決められており、原則、年金からの差し引きとなります。ただし、年度の途中で65歳になった方や転入した方は、当初、普通徴収となります。納め方を選択することはできませんのでご了承ください。詳しくは中面をご覧ください。

**?** 保険料はいつから納め始めるのですか？

保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例 ●8月1日が65歳の誕生日の方 →7月分から納めます  
●8月2日が65歳の誕生日の方 →8月分から納めます



**?** 最近65歳に達し、介護保険料の納付書が届きましたが、国民健康保険税からも介護保険料を支払っています。2重払いになるのでは？

国民健康保険税のうちの介護分は、あらかじめ65歳に達する前月分までの月額で計算されています。したがって2重払いとはなっておりませんのでご安心ください。

**?** 介護保険料は確定申告の際に控除対象となりますか？

納付した公的介護保険料は全額税制上の社会保険料控除の対象となります。介護保険料決定通知は4月～翌年3月分の金額ですが、控除対象となるのは1月～12月中に納付した金額です。控除対象額については1月に発送する「社会保険料控除のお知らせ」のハガキでご確認ください。特別徴収の介護保険料は本人のみ申告で控除できます。普通徴収の保険料は実際に支払った方が申告で控除できます。

### 保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

#### 【1年間滞納した場合】

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。(7～9割相当分は後で能美市から払い戻されます。)

#### 【1年6カ月間滞納した場合】

能美市から払い戻されるはずの給付費(7～9割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

#### 【2年以上滞納した場合】

介護保険料の未納期間に応じて、本来1～3割である利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

65歳以上の人(第1号被保険者)の

# あなたの介護保険料

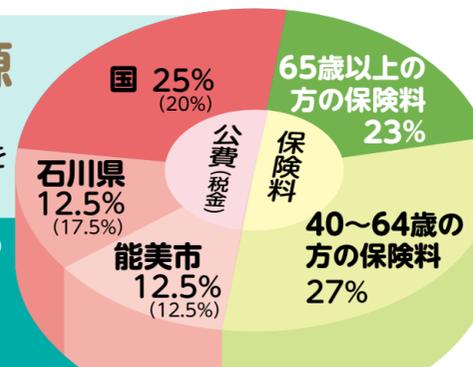


介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

### 介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費(税金)を財源に運営しています。

一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



保険給付費の財源構成 (地域支援事業を除く)

※( )内は施設サービス費の場合

能美市 健康福祉部 保険年金課

〒923-1297 能美市来丸町1110番地 TEL:0761-58-2236

